

事務連絡  
平成29年9月29日

各課長  
各事務長 殿

財務部経理課長  
井澤克弘

賃金単価(学生アルバイト学内単価)の改正について(通知)

標記のことについて、三重県最低賃金の改正に伴い、平成29年10月1日より賃金単価(学生アルバイト学内単価)を下記のように改正しますので、遺漏のないようお願い致します。

記

区 分	新単価	旧単価
学部学生	820円	800円
大学院生	900円(変更なし)	900円
研究生(学部相当)	900円(変更なし)	900円
研究生(大学院相当)	950円(変更なし)	950円

三重大大学の学生バイトは日本一安い!? これぞブラック企業!

# 最賃をクリアすればOK?

「賃金単価(学生アルバイト学内単価)の改正について」と題する事務連絡が、先週29日に来ました。「こんなレベルでバイト代を設定して恥ずかしくないのか」。これぞブラック企業。旧単価の最低部分を、この10月1日に実施された三重県地域別最低賃金である820円に合わせただけの「改定」に、批判の声が出されそうです。

最低賃金法4条は、「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない」とします。また賃金がこの最低賃金の水準に満たない場合、同2項は、「その部分については無効とする」と、さらに「無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす」とします。

最低賃金法1条は、「労働基準法1条は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」とします。大学当局は、「820円」で学生が「人たるに値する生活」を営めるとでも思っています。

「最低賃金さえ払えば違法でないので許される。むしろ経営として賢明である」この姿勢は、先日の継続雇用の事務補佐員の賃金改定においても一貫していま

「最低賃金さえ払えば違法でないので許される。むしろ経営として賢明である」この姿勢は、先日の継続雇用の事務補佐員の賃金改定においても一貫していま

## 三重大の賃金思想が露骨に反映

定においても一貫していま思想が皆無です。また「労働者の生活のための大学の経営負担増大は許さない」この姿勢も感じられます。直ちに改善が必要です。

総選挙です。将来に安心して暮らせる社会を残すために

# 必ず投票しましょう

### 三重大大学教職組人文学部支部執行委員会

2017年10月10日(火) 第188号

津市栗真町屋町1577 三重大大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com



# 防衛装備庁 安全保障技術研究 推進制度

日本学術会議

## 「軍事的安全保障研究に関する声明」に関する インパクトレポートを公表

去る3月24日に日本学術会議が発した「軍事的安全保障研究に関する声明」が、その後社会にどのような影響を与えたのかについての「インパクトレポート」が9月15日、同幹事会で報告されました。

そこでは、各大学や学協会とのとりくみも紹介されています。

「科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応えること」を前提に、軍事研究かどうかを判断するに際して、「研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められ、判別がつかない場合は「その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設ける」として、科学者自身の自主的自治的判断に委ねた同声明について、その科学者コミュニティ自身による判断の基準および方法・制度の構築が課題になっています。

そこでは、いくつかの大学で制度づくりが開始されたことが、このレポートで報告されています。

三重大学でも、とりあえず駒田学長の時代には受け入れないこととしました。さらに、将来アメリカ軍や場合によっては軍事企業からの研究資金提供の動きがあった場合に三重大学がどうするのか、科学者コミュニティとしての基準や審査機

### 日本学術会議声明に対する 各大学・学協会の対応

#### ■審議体制を整備した事例

豊橋技術科学大学／東京電機大学

#### ■声明に沿った対応をとった事例

○日本学術会議の声明の趣旨に沿った内容で、学長による声明の発表、方針の策定や相談窓口の整備等の対応

法政大学／関西大学／滋賀県立大学／広島市立大学／中央大学／静岡県立大学

#### ○審査委員会を設置

高知工科大学

#### ○安全保障技術研究推進制度には事実上応募しない方針

新潟大学／信州大学／広島大学／長崎大学／琉球大学

#### ■今年度は防衛装備庁の制度に応募しないとした事例

帯広畜産大学／東京工業大学／神奈川工科大学／山口東京理科大学／北見工業大学／室蘭工業大学

#### ■声明の周知を図っている事例

日本私立大学団体連合会

#### ■学協会等の反応

日本科学者会議：3月の全国常任幹事会で支持の表明

日本看護系学会協議会：その会員学会に対し、声明の内容の周知を図り、議論し、理解を深める、各学会における研究ガイドラインの整備のための準備を進める等

日本社会医学会は、声明を受けて、①軍事目的の研究は絶対に行わない、②国内外の軍事目的の研究費を使用した論文を学会誌に掲載しないとした

日本工学会：では多様な研究者を抱えているので、ガイドラインは作らない

日本地球惑星科学連合：2017年度大会において、安全保障技術研究推進制度に関するセッションが設けられ、日本学術会議の声明についての報告

### 市民社会等の反応

#### ■声明に対する肯定的な反応

「今回、成案を得た意味は大きい。日本の学術界は軍事研究を禁じる声明の精神の具体化に、初めて一步を踏み出すことになる」「総じて厳しい研究環境を迫られるなか、科学者たちが集い、学問の原点を再確認したことを評価したい」

#### ■声明に対する批判的な見解

「声明が求める技術的・倫理的審査は、研究に新たな制約を課すこととなり、かえって学問の自由を阻害し、研究現場を委縮させる」／「日本の平和と安全を願い、防衛技術の向上に貢献したいと考える研究者の「学問の自由」を奪うことになる」「自衛目的の研究が『戦争を目的とする科学の研究』に含まれるのかどうかという点について、十分な合意が形成されていないのではないか」など。